

尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制の整備を求める意見書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺の日本の領海内で違法操業を行っていた中国漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船にみずから衝突させるといふ重大事件が発生した。

同水域においては、昨年八月中旬には、最大二百七十隻もの中国船籍らしき漁船が確認され、そのうち約七十隻は我が国領海内に侵入しており、さらに本年八月二十四日には中国の漁業監視船二隻が日本側の警告にも関わらず我が国の領海内に侵入し、今後、中国漁船が領海及び排他的経済水域において違法操業を繰り返すことが予想され、我が国漁船とのトラブルの多発が懸念される。

よつて、国会及び政府におかれては、尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海と国民の生命を守る立場から、次の措置を講じるよう強く要望する。

一 尖閣諸島をはじめ、我が国の領海及び排他的経済水域において、我が国の漁業関係者が安全に操業・航行できるように必要な現地調査を行い、灯台の設置及び避難港の整備など、適切な措置を講じること。

二 外国漁船による違法操業が繰り返され我が国の漁場が奪われていることへの対策のため、海上保安庁による警備体制を強化し、我が国の領土・領海を守るために必要な措置を行うこと。

三 中国との戦略的互恵関係の維持・発展を基軸にアジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土・領海を守る毅然とした主権国家としての態度を国際社会に対して積極的に示すこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年九月二十九日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
法務大臣	平岡秀夫殿
外務大臣	玄葉光一郎殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿
国土交通大臣	前田武志殿